3　財務大臣は、基本的な契約を締結しようとするときは、当該契約に係る契約書を作成しなければならない。

4　財務大臣は、基本的な契約を締結したとき、当該契約の相手方の商号又は名称に変更があったとき又は当該契約を解除したときは、当該契約の相手方の商号又は名称を告示するものとする。

（個別取引契約の締結）

第四条　財務大臣は、財政投融資特別会計における金利スワップ取引を行おうとするときは、想定元本その他必要な事項を定め、これを基本的な契約を締結した者のうちから財務大臣が指名した複数の者に対して通知するものとする。

2　財務大臣は、前項の通知を受けた者のうち、国にとって最も有利な金利をもって申込みをした者を当該通知に係る財政投融資特別会計における金利スワップ取引の契約の相手方（以下「個別取引契約の相手方」という。）とするものとする。ただし、財務大臣が適当と認める場合には、その一部又は全部を個別取引契約の相手方としないこととすることができる。

3　財務大臣は、前項の規定により個別取引契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約を締結する旨を当該個別取引契約の相手方とする者に通知するものとする。

4　財務大臣は、前項の通知を行ったときは、基本的な契約に基づき、当該取引の内容に関する契約書を作成しなければならない。

（担保の受入等）

第五条　財務大臣は、前条の規定により財政投融資特別会計における金利スワップ取引を行う場合には、個別取引契約の相手方と締結した基本的な契約及び前条の規定による契約に基づき担保の提供又は必要に応じ増担保の提供その他担保の変更を求めるものとする。

2　前項の規定により提供を求めることができる担保は、国債（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）にいう国債をいう。）とする。

（日本銀行の事務の取扱い）

第六条　財務大臣は、日本銀行に前条第一項に規定する担保の変更その他財政投融資特別会計における金利スワップ取引に関する事務を行わせようとするときは、必要な事項を定め、これを日本銀行に通知するものとする。

2　日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された事項に従い、担保の変更その他財政投融資特別会計における金利スワップ取引に関し必要な事務を取り扱うものとする。

（財務大臣への報告）

第七条　日本銀行は、財政投融資特別会計における金利スワップ取引の事務に関し、財務大臣が必要と認める事項について、財務大臣に報告するものとする。

附　則

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

○厚生労働省令第八十一号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十四条第三項の規定に基づき、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の四中「第二条第二十二項」を「第二条第二十一項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第八十二号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十九条の規定に基づき、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部を改正する省令

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第九中「高病原性鳥インフルエンザ」の下に「、低病原性鳥インフルエンザ」を、「、鳥インフルエンザ」の下に「、低病原性ニューカッスル病」を加える。

附　則

この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第八十三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項及び第百十三条の規定に基づき、石綿障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

石綿障害予防規則の一部を改正する省令

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「又は工作物」を「、工作物又は船舶」に改める。

第六条第一項第一号並びに第十条第一項及び第二項中「建築物」の下に「又は船舶」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

（届出に関する経過措置）

第二条　改正後の石綿障害予防規則第五条第一項各号に掲げる作業（船舶（鋼製の船舶に限る。）に係るものであって、同令第二条に規定する石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）であって、この省令の施行の日前に開始されるものについては、同項の規定は、適用しない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○環境省令第十二号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

環境大臣　江田　五月

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中第三十号を第三十一号とし、第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九　野生鳥獣の保護及び家畜の伝染性疾病（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾病をいう。）の発生の予防又はまん延の防止のための野生鳥獣の監視その他の必要な措置に関すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第六号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年七月一日

会計検査院長　重松　博之

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局租税検査第一課の事務分掌事項欄中「、税関研修所」を削り、同表第三局国土交通検査第三課の事務分掌事項欄中「国土交通省河川局」を「国土交通省水管理・国土保全局（他の課の所掌に属する分を除く。）」に改め、同局国土交通検査第五課の事務分掌事項欄中「自動車交通局」を「自動車局」に改め、同局環境検査課の事務分掌事項欄中「国土交通省都市・地域整備局」を「国土交通省都市局及び水管理・国土保全局下水道部」に、「及び財団法人民間都市開発推進機構」を「並びに財団法人民間都市開発推進機構」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院規則九―二―六一

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第二条の二第九号中「国土交通省航空局の」の下に「設計審査官及び」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年七月一日

人事院総裁　江利川　毅